

平成二十七年包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、広島県知事から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十九年五月二十九日

同	同	同	広島県監査委員
赤	奥	児	中
木		玉	原
稔	兆		好
明	生	浩	治

平成27年度包括外部監査の結果による措置状況

<知事所管分>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p><b>第3 全般的事項に関する意見</b></p> <p><b>1. 農林水産局全体に関する意見 (P38)</b></p> <p>(1) 補助金, 委託料の確認作業について 局で作成したチェックリストについて, 活用されていない事業が散見されたため, 積極的に活用すべきである。(意見)</p> <p>(2) 補助金交付金の交付先 設備投資とその効果を正確に測定していくための下地作りを進めていくべきである。加えて, 一戸の農業者が生計を立てていくために最終支払先に対して, どれだけ配布されているのか正確に把握していくためのモニタリング体制が必要である。(意見)</p> <p><b>2. チャレンジプラン及びアクションプログラムに関する課題及び意見</b></p> <p>(1) 農業編における数値目標</p> <p>イ. 地域の核となる経営力の高い担い手の育成</p> <p>①経営力の高い担い手に関する販売金額基準の一貫性 (P39) アクションプログラムにおいて, チャレンジプランの数値目標をどのような理由で尺度を変更したのかわかりにくいとため, 意図するところを明確に示すなど, 注意を払うべきである。(意見)</p> <p>②新規就農者数について (P40) アクションプログラムにおいては, 計画値に対して実績はどうだったかなどを記載していくべきである。(意見)</p> <p>ウ. 重点品目の需要にこたえる生産体制の確立に関する数値目標の進捗について</p> <p>①担い手の産出額の実績の把握について (P41) 担い手の産出額の実績把握については, 重点品目の担い手の栽培面積等を利用し, 推計値を算出し, 進捗管理を行うといった対応が必要で</p>	<p>対象全事業についてチェックリストの積極的な活用と, 必要に応じた改善・更新を図るよう局内全体へ通知等を通じて促した。</p> <p>また, 一部の事業については, 担当のみの確認作業にとどまっていたことから, 決裁者まで内容を確認するよう促すなど, 積極的な活用に努めているところである。</p> <p>要綱に基づく実績報告及び調査等により, 農業者への配分額及び用途等について把握するよう努めているところである。</p> <p>アクションプログラムの策定に当たっては, J A, 市町などの関係者を対象とした説明会などを通じて, その意図を説明するよう努めた。</p> <p>アクションプログラム (追加版) に事業計画等を追加しており, 今後, 実績の検証などを行う予定である。</p> <p>重点品目については, 担い手リストに基づく状況を把握や, アクションプログラムモニタリングによる全県の情報共有など進捗管理や実</p>

<p>ある。(意見)</p> <p><b>②アクションプログラムから提示された重点品目の数値目標について (P41)</b>      目標を達成するためには、実績を4～10倍にしなければならない状況であり、実現可能性等について十分な検討が必要である。(意見)</p> <p><b>エ.「産地と実需者」「産地と産地」が連携する仕組づくりに関する数値目標の進捗について (P42)</b>      当該項目については、アクションプログラムでは数値目標を設定されていないため、進捗状況、数値目標を変更することにした経緯を公表すべきである。(意見)</p> <p><b>(2) 林業編における数値目標</b></p> <p><b>イ.「素材生産量」の達成状況 (P43)</b>      目標達成には一層の政策努力が必要である。実現値の現状と課題を踏まえ、今後の解決策を具体化したうえで、十分な進行管理を行っていくべきである。(意見)</p> <p><b>ウ.「県産材製品販売量のシェア」の達成状況 (P43)</b>      アクションプログラムにおいて、製品シェアが低迷していることを課題として策定しているのであれば、林業事業者と製材工場等との「取引量」と製品シェアとの相関関係について、十分なモニタリングを実施することにより、目標達成のための進行管理を行っていくべ</p>	<p>績確認を実施しているところである。</p> <p>重点品目については、品目ごとにPDCAサイクルによるマネジメントを行いながら、取組みを進めているところである。      特にキャベツについて、収穫作業受委託に加え、拡大意欲のある企業の経営体と集落法人との間での複数年契約による全作業受委託の推進を図ったものの、H29年度作付け見込みは208haに留まっている。一方、20ha規模でのキャベツ栽培を目標としている2つの企業の経営体の育成も進めており、県が主体となって農地集積を行うなど、推進強化を図ることとしている。      また、レモンについては、H28年度は単年度で44ha（苗木定植で38ha、高接転換で6ha）面積拡大しており、引き続き、事業等を活用した取組を推進することとしている。</p> <p>チャレンジプランの主要な指標・実績については、県議会等を通じて開示するとともに、平成29年度施策及び予算案の概要（参考資料「ひろしま未来チャレンジビジョン」に基づくワーカールーム、県HP掲載中）の中で主要項目について公開している。併せて、生産者団体等との情報共有や事業推進協議を進めているところである。</p> <p>定期的に会議を開催するなど、関係機関において進行状況の確認、課題把握、今後の方針などの共有化・連携を図りながら、施策を推進しているところである（H28会議開催数4回）。</p> <p>林業事業者や製材工場等へのヒアリングを通じて、取引量等のモニタリングを実施するなど、目標達成に向けた進行管理を行っているところである。      なお、平成27年度の木材安定供給協定量については、8万m<sup>3</sup>の目標に対し、98%にあたる7.</p>
---	--

<p>きである。(意見)</p> <p><b>(3) 水産業編における数値目標</b></p> <p><b>ア. 経営力の高い担い手の育成 (P45)</b></p> <p>新規就業者をグループに参画させ、技術等を共有できる環境の整備が第一である。また、漁獲高を向上させる設備に対しての補助を検討することが必要である。(意見)</p> <p><b>イ. 水産資源の持続的な利用体制の構築 (P45)</b></p> <p>栽培漁業センターの施設整備に対して、今後、多額の予算が想定されるため、費用対効果を測定する手段を構築する必要がある。(意見)</p> <p><b>ウ. 販売戦略を踏まえた生産・流通・販売体制の実現 (P46)</b></p> <p>県内でもオイスターバー等の出店を促す施策が取られるべきであり、更に、夏に強い3倍体カキの認知を広め、一年を通じた需要喚起が必要である。(意見)</p> <p><b>(6) アクションプログラムについて (P48)</b></p> <p>チャレンジプランからアクションプログラム策定期間までの達成度や数値比較できるものが十分に示されていない。また、どのようなCheckのもとで策定されたのか分かりにくい項目が散見される。状況・分析を明確に示した上で、推進体制当事者との連携が図れるような工夫が必要である。(意見)</p> <p><b>(7) チャレンジプランの達成状況の開示 (P48)</b></p> <p>チャレンジプランをより有効に機能させていくために、県HPに年度ごとの実績値及び達成度を開示し、議論を活性化させていくべきである。(意見)</p>	<p>8万㎡の実績であった。</p> <p>また、平成27年度の県産材のシェアは、農林水産省「木材統計」を分析したところ、前年度の15%から17%に増加している。</p> <p>平成27年度現在、担い手グループの数は目標とおり23グループとなっており、各担い手グループにおいて販売に必要な設備支援を行っているところである。</p> <p>今後も担い手グループを通じた新規就業者の環境整備を支援していく。</p> <p>各放流魚種について、定期的に放流効果を評価するなど、今後、設備投資に対する投資効果を測定する手段を構築していく予定である。</p> <p>なお、H28年に集中放流を始めたガザミについては、H28年10月～12月までの放流効果については、中間まとめを行っており、小型底びき網漁業者を対象とした調査においては、10月から12月までの一隻あたりの小型個体の累積漁獲量はH27年の35kgからH28の57kgと昨年比1.6倍となったことが判明している。</p> <p>年間を通じた需要を創出するため、夏期を通じて衛生管理基準を満たす生食殻付きかきの浄化技術の開発を進めているところである。</p> <p>チャレンジプランの主要な指標・実績については、県議会等を通じて開示するとともに、平成29年度施策及び予算案の概要(参考資料「ひろしま未来チャレンジビジョン」に基づくワーケ一覧、県HP掲載中)の中で主要項目について公開している。併せて、生産者団体等との情報共有や事業推進協議を進めているところである。</p> <p>チャレンジプランの主要な指標・実績については、県議会等を通じて開示するとともに、平成29年度施策及び予算案の概要(参考資料「ひろしま未来チャレンジビジョン」に基づくワーケ一覧、県HP掲載中)の中で主要項目について公開している。併せて、生産者団体等との情報共有や事業推進協議を進めているところである。</p>
---	---

<p><b>第4 各事業に関する指摘及び意見</b></p> <p><b>2. 生産から販売までが一体となった持続的な農業の確立に関する事業</b></p> <p>(1) 農地中間管理事業</p> <p><b>オ. 平成26年度事業実績の評価 (P58)</b>  平成26年度は出遅れた感が否めない。今後のさらなる努力と対応が必要である。(意見)</p> <p><b>カ. 平成26年度事業活動の問題点について</b></p> <p><b>①地域駐在コーディネータの不足 (P58)</b>  事業開始初年度ではあるが、コーディネータが不足し、農地の貸し手も掘り起こしが十分に進まなかったことは問題だと思われる。(意見)</p> <p><b>②市町との連携について (P59)</b>  市町等との連携については、事業の速やかな推進のため、業務委託による連携関係が妥当と考える。(意見)</p> <p><b>③振興財団が中間管理権を取得した農用地の借地料について (P59)</b>  貸し手との賃貸借契約の有無に関わらず、一定期間を区切って賃借料を支払うことについても再考されたい。(意見)</p> <p><b>④事業の周知・広報について (P60)</b>  貸し手に対する事業の周知・広報について、十分でないと言えるため、より一層の周知等が必要と考える。(意見)</p> <p><b>⑤機構の役員について (P61)</b>  農地中間管理機構役員については、法の定め等に基づき、早急に民間経営者等を登用することが必要である。(指摘)</p> <p><b>キ. 事業報告の開示について (P61)</b>  農地中間管理機構HPに当初公表されていた事業報告書に数字の誤りがあった。県の適切</p>	<p>ある。</p> <p>平成28年度は担い手への農地集積の目標を1,400haとして取り組んできたが、実績見込みは約1,000haとなり、目標の約7割にとどまった。  引き続きコーディネータの設置や貸し手への周知などを行い、目標達成に向けて努力していく。</p> <p>平成28年度は重点地区を中心に活動を強化し、14市町21名を配置した。</p> <p>平成28年度は年度当初に20市町及び2JAと契約を締結した。</p> <p>機構の実施規程にあった中途解約により返還された農地の賃料を無料とする旨の項目を削除し、支払いが行えるようにした。</p> <p>市町やJAに働きかけ、複数の市町の広報誌に掲載された。  また、経営所得安定対策の説明会で貸付希望申込書を配付するなど、更なる周知活動を行った。</p> <p>農業経営者及び企業経営者を加え、経営に関し実践的な能力を有する者を過半(8名中5名)とした。</p> <p>事業報告書の公表に際し、複数名(担当及びGL)によりチェックを行った。</p>
--	---

<p>なチェックを望む。(指摘)</p> <p><b>(2) 農地集積加速化支援事業</b>  <b>エ. 機構集積協力金について (P64)</b>      契約時期によっては、協力金の支給まで1年近くなるケースも想定されるため、要望があった場合には速やかに協力金が交付できるよう、柔軟な対応が望まれる。(意見)</p> <p><b>オ. 「人・農地プラン」作成について (P65)</b>      「人・農地プラン」見直し地域の割合が全国的にも低いと見られるため、「人・農地プラン」の継続的な話合いと見直しが必要である。(意見)</p> <p><b>(3) 新規就農者育成交付金事業</b>  <b>オ. 事業の有効性について (P67)</b>      事業に係る給付実績は他県と比較しても決して多いとは言えないため、より一層の制度の周知と新規就農希望者の確保が必要である。(意見)</p> <p><b>カ. 新規就農希望者への情報提供の体制 (P68)</b>      情報提供が十分といえるものになっていないため、「ここを見れば」と言えるような情報提供体制を構築すべきである。      若い就農希望者にレモン等の産地形成の一翼を担ってもらふ必然性があるのであれば、スケジュール等を明確に示しておくことが望まれる。      若者の目線でよりわかりやすく、将来のビジョンが描いていけるようなキャリア形成プランをHP等で提示していくことが望まれる。(意見)</p> <p><b>(4) 担い手経営発展チャレンジ事業</b>  <b>ウ. 実施主体の財務状況について (P70)</b>      計画達成状況の報告等において、売り上げ総損益段階で損失を計上している団体もあるので、計画の進捗について、相当の注意を持って監視を行い、安定的な利益が計上できるような体制になるよう、積極的に関与すべきである。(意見)</p> <p><b>(5) 重点品目産地拡大推進事業</b></p>	<p>平成28年度から制度が変更され、1月から12月末までに機構を通じて新たに担い手へ貸し付けられた農地の面積に応じて国からの配分額が決定されることとなり、上記面積が確定してから補助金事務を開始するため、協力金交付の柔軟な対応ができなくなった。</p> <p>市町等を対象とした「人・農地プラン」研修会を2回実施し、継続的な話合いと見直しが行われるよう働きかけた。      また、取組事例を収集・共有し、プラン作成と見直しの推進を図った。</p> <p>県のHPでの情報提供の内容の拡充や、関係団体と連携したHP「ひろしま農業応援ガイド」にて就農支援情報の発信を行った。      また、関係機関と連携して、新・農業人フェアや定住フェアのイベントなどへ参加し、新規就農者の確保に努めた。</p> <p>県のHPでの情報提供の内容の拡充や、関係団体と連携したHP「ひろしま農業応援ガイド」にて就農支援情報の発信を行った。      また、「ひろしま農業応援ガイド」については、市町ごとの支援情報などを充実させるなど、次年度に向け、大幅に見直しを行っているところである。</p> <p>計画の達成状況を確認するとともに、農業技術指導所や専門家の派遣により、生産技術や経営面で支援を継続して行った。</p>
--	---

**ウ. アスパラガス増収モデル事業の当初予算額と執行額の乖離 (P72)**

アスパラガス増収モデル事業において、補助事業の内容が市町等と重複したため、当初予算額と執行額が大きく乖離している。市町等との情報共有を図り、効果的な予算配分を行う必要がある。(意見)

**(6) 6次産業化総合支援事業**

**ウ. 広島県応援登録制度のホームページについて (P74)**

広島県応援登録制度のHP開設において、県HPのトップページのバナー等設置等による新規閲覧者の呼び込みや取扱店の情報充実などを登録者に働きかける等、HPの有効活用と情報の発信機能の促進について、改善を行うための体制整備が必要である。(意見)

**エ. 委託契約の提案書と業務実績の不一致について (P75)**

一部のコンテンツについて、定期的な更新が行われておらず、プロポーザル提案書のとおり実施されていない。県もコンテンツの更新を確認し、滞ってれば指導する必要がある。

また、提案書から変更された部分があればその旨を指摘の上、変更を妥当と認めた合理的な理由について、検査調書へ記載する必要がある。(指摘)

**オ. 6次産業化支援事業の進捗について (P76)**

需要サイドからの提案を計画に落とし込み、農林漁業者とマッチングしていくアプローチがもっとあってもいいのではないか。

県として6次産業化支援の方針を明確にし、投資・効果を常に監視していくべきである。(意見)

**(7) ひろしまフードフェスティバル開催事業**

**エ. 組織運営 (P78)**

幹事団体の負担が収入の半分以上を占めているため、自主財源の確保等により過度に幹事団体に頼らない運営体制を確保するよう進めるべきである。

また、県産農産物の販売にどれだけ貢献しているのかを示す指標の策定などが望まれる。(意見)

アスパラガスを振興品目としている市町、JAグループを調査したところ、補助事業を活用したハウス導入が計画的に実施されていることが確認できたため、県は技術指導の支援を重点に実施することとしたところである。

新規閲覧者を呼び込むため、県HPにバナーを設置するとともに、「ひろしまブランドウェブサイト」で紹介、リンクを設置した。

また、登録事業者や実需者に働きかけ、取扱店情報を充実するなど、情報発信機能の強化を行った。

受託業者からコンテンツの更新状況等の業務の履行状況の報告を毎月受け、必要な指示を行うなど、適切な進行管理を行っている。

また、仕様書に記載された内容に変更が生じる場合は、その妥当性を検討の上、変更契約を行うなどの対応を行っている。

農林漁業者と2次・3次事業者とのマッチングに向けた交流会については、開発された商品のマッチングなどテーマを変えて5回開催した。

今年度、6次産業化NW活動交付金を活用して事業を実施する2法人について、投資効果を確認した上で、施設・機械等を整備しているところである。

自主財源の確保に向け、地産地消の推進という開催目的を損なわないよう、部分的に大手企業のイベントブースを設置し、企業の広告収入などを得ることとした。

また、貢献を示す指標については、イベントにおける県産農産物の販売額の把握は難しいものの、来場者に対するアンケート調査に「県産農産物を意識して購入している人の割合」を項目として記載し、把握することとした。

<p>(8) 農業制度資金利子補給等事業</p> <p>エ. 融資先の継続的なモニタリング・指導について (P81)</p> <p>融資先である農業者等の経営状況等の定期的な報告を受けていないため、農業者等が適切な経営を行うよう、継続的にモニタリング・指導する必要がある。(意見)</p> <p>オ. 農業経営負担軽減支援資金の延滞先管理について (P81)</p> <p>延滞が発生しているケースにおいて、返済能力の検討及び営農検討会が行われておらず、利子補給の打ち切り等の判断について先送りしている。判断材料となる資料等の入手を行い、速やかな判断を行うべきである。(指摘)</p> <p>3. 県産材の安定供給と利用拡大による持続的な林業の確立に関する事業</p> <p>(1) ひろしま林業ビジネスモデル実践プロジェクト</p> <p>ウ. 公共建築物等木材利用推進</p> <p>②県産材PRの実施確認体制 (P85)</p> <p>補助金支給の対象として「PR効果が高い施設」を要件としているが、事業実施後にPR効果が発揮できているかを検証できていない。事業後の確認体制、方法を整えるべきである。(指摘)</p> <p>③周知方法の特定 (P85)</p> <p>周知方法について、事業者が提出する事業計画書及び報告書には曖昧な記載が散見しているため、具体的な内容がわからない。書類上具体的に特定させるべきである。(指摘)</p> <p>エ. 「ひろしま木造建築塾」の実施体制</p> <p>②受講料の徴収対象者の範囲 (P86)</p> <p>受講生以外の参加者の受講料を無料とする根拠が乏しい。仮に、事業者間ネットワークの構築という政策目的を実現するため、受講生以外の参加者を無料にするとしても、根拠を明確にしなければならない。いずれにしても、契約書等で扱いを明記すべきである。(指摘)</p> <p>③アンケートの実施状況 (P87)</p> <p>アンケートの実施については、各開催日で別の講師が担当していること等も勘案すると、開催日ごとの調査を実施させるべきである。(H27年度実施分は実行済み)(意見)</p>	<p>青年等就農資金を借入れた認定新規就農者の経営状況報告書を6月中に入手し、当課で分析後、農業技術指導所へ送付し、認定新規就農者の計画達成へ向けた継続的な指導を行った。</p> <p>延滞が発生していた当該ケースについては、平成27年6月30日をもって利子補給を打ち切った。</p> <p>平成27年度中にテレビ、ラジオ、雑誌でのPR、メニューや店内での掲示、Web媒体への掲載によるPRを確認した。</p> <p>平成27年12月の調査に基づき、周知方法が曖昧な記載であったものについて明確にさせたところであり、平成27年度中にテレビ、ラジオ、雑誌でのPR、メニューや店内での掲示、Web媒体への掲載によるPRを確認した。</p> <p>今後、同様の事業を実施する際には、受講料の根拠を契約書等に明記するなど適切に事務処理を行う。</p> <p>今後、同様な事業を実施する際には、平成27年度と同一な処理を行う。</p>
--	--



<p><b>4. 生産から販売までが一体となった持続的な水産業の確立に関する事業</b></p> <p>(1) 栽培漁業センター運営費（管理委託）</p> <p><b>イ. 事業の概要（P88）</b></p> <p>種苗放流事業の投資に対する効果測定を適切に行い、事業成果を数値目標として設定できるよう検討し、継続して見直していくことが望まれる。（意見）</p> <p>(2) 漁業取締費</p> <p><b>イ. 事業の概要（P90）</b></p> <p>放流効果を高めるためには、違法操業を取り締まることも重要であるため、最低130日の日数は確保すべきであり、現在の稼働日数を引き上げ、取締の姿勢を知らしめることが必要である。（意見）</p> <p><b>5. 「県民の安全で安心できる食生活の実現」に関する事業</b></p> <p>(1) 食の安全・安心確保対策事業</p> <p><b>エ. 監視指導担当の人員状況について（P95）</b></p> <p>職員が本庁に集約されたため、人数が半分以下になり、調査件数は減少せざるを得ない状況である。効果的な指導・監視体制を維持・確保するための人員の確保に努める必要がある。（意見）</p> <p><b>6. 「持続的な農業生産活動による農地の効率的な利用と保全」に関する事業</b></p> <p>(1) 中山間地域等直接支払事業</p> <p><b>エ. 抽出検査の実施状況について（P99）</b></p> <p>抽出検査の結果、気付事項が発見された場合の対応（抽出先の追加等）までを規定しておく必要がある。</p> <p>また、各事務所で手続、対応が大きく変わることのないよう、連携・情報の共有を図る必要がある。（意見）</p> <p><b>オ. 交付金の個人配分について（P101）</b></p> <p>個人への配分が行われていない集落が多数見受けられるため、要領の運用に基づき、効果的な配分（農業者のインセンティブ）となるように、適正に指導していくことが望まれる。（意見）</p> <p><b>カ. 中山間地域等直接支払推進交付金における</b></p>	<p>投資効果を検証する指標として、漁獲状況の把握や市場流通量調査を随時実施している。</p> <p>水産庁や隣接関係県との情報共有や合同取締りを行うなどし、効率的、効果的な取り締まりを実施した。</p> <p>平成28年度は7名体制で指導、監視業務等を担当した（平成27年度は6名）。</p> <p>今後とも効果的な指導を行うとともに、監視体制の維持に努めていく。</p> <p>県担当者会議（平成28年2月19日及び平成28年4月28日開催）により、平成27年度包括外部監査の意見を周知した。</p> <p>平成28年度の抽出検査での対応について、農林水産局長通知（H28年10月28付け）にて、平成27年度包括外部監査での意見を踏まえた事項を追加し県地方機関に通知した。</p> <p>県担当者会議（平成28年2月19日及び平成28年4月28日開催）により、平成27年度包括外部監査の意見を周知するとともに、面積拡大に向け市町と連携し、取組を進めた。</p>
--	--

**市町別の単価比較 (P102)**

推進事務費について、市町提出の実績報告書において、記載すべき件数を「一式」としているため、適切な単価が記載されておらず、県は十分な指導を行っていない。(指摘)

**(2) 農業・農村多面的機能支払事業**

**エ. 広島県における交付金の実施事業の評価体制 (P106)**

最終的に誰に、どのように交付金が渡っているのかが分かりにくい。

第三者委員会で実施状況の評価を行っているのであれば、上記実績に関する情報提供を行い、実施状況の評価を行うこと、また、市町での活動の確認状況についても報告することが望まれる。(意見)

**(3) 集落で取り組む鳥獣被害対策確立事業**

**ウ. 研修実施後のアンケートの実施について (P108)**

アンケートを行っていない講座があるため、受講者の理解度とニーズを把握し、今後の取組に活用するためにも実施すべきである。(意見)

**(4) 農村整備事業受託工事費**

**エ. 計画と中間見通しの乖離 (P111)**

計画の前提となる重要な指標数値の見直しが必要となった場合には、関係者に周知の上、事業の継続について適時に再検討されるべきである。

処々の事業において、適時に事業計画を修正・見直しする仕組みを検討すべきである。(意見)

**(5) 三川ダム管理費**

**イ. 委託管理費 (P112)**

入札公告に長期継続契約時に必要な事項(打ち切り、減額の可能性)を業者に示していない。

委託に係る事務処理は他部署において取り扱っているため、関係機関と連携して注意をしていくべきである。(指摘)

**ウ. 契約変更における協議記録の作成 (P112)**

契約変更の協議において、協議理由(内容)が明確にわかるような記載になっていない。

県担当者会議(平成28年2月19日及び平成28年4月28日開催)にて、実績報告の記載要領について説明し、平成27年度の実績報告より改善を図った。

平成28年度広島県農業関係施策検討会議(第三者会議、平成28年9月6日開催)に活動内容、活動組織の自己評価、市町評価中間評価等を情報提供した。

今年度から委託先((一)広島県猟友会)にアンケート調査の実施を依頼しており、一部アンケート調査の実施漏れはあるものの、アンケートの実施は行っている。

なお、現在全ての研修会が終了していないため、これから実施する研修会については、アンケート調査を確実に実施するよう、再度依頼している。

重要な指標の変更を対象とするように広島県農村整備事業等計画審査要領を改正した。

三川ダム小水力発電事業計画概要書について、計画変更審査会で審査した。

長期継続契約の入札公告を行う場合は、契約書に記載している内容と同様に、次年度以降に歳入歳出予算が減額又は削除された場合には契約を解除できる旨の記載して提示がされるよう総務事務所に依頼した。

今後の契約案件において、変更内容と理由について内容が明確に判るように記載する。

<p>(意見)</p> <p><b>7. 「多様な森林の整備と保全」に関する事業</b></p> <p><b>(1) 県営林事業費特別会計</b></p> <p><b>ウ. 事業に関する支出内容の確認状況 (P116)</b>  業務委託契約の検査において、検査調書が簡略な記載のみであり、実支出額の裏付けの確認がどのように行われたかどうか分からない。検査調書に確認を行った書面を具体的に記載し、特定すべきである。(指摘)</p> <p><b>(2) 緑化センター管理費</b></p> <p><b>ウ. 消耗品の管理状況 (P117)</b>  広島県物品管理規則では消耗品は出納簿や使用簿による管理が求められているが、それらが省略されており、省略する根拠が不明である。円滑な業務の遂行の上で出納管理が困難である場合は、消耗品の管理方法を手当し、物品管理規則との齟齬を解消すべきである。(意見)</p> <p><b>(3) ひろしまの森づくり事業</b></p> <p><b>ウ. 県産材木製品普及促進事業</b></p> <p><b>②県産材であることの確認状況 (P120)</b>  「県産材出荷証明書」等の確認資料が添付されていないケースがあるため、市町から徴収すべきである。(指摘)</p> <p><b>エ. 県実施事業</b></p> <p><b>②支出の特定事業 (P121)</b>  収支予算書等には総額しか記載されておらず、各支出項目の具体的な内訳が書面上は不明であった。収支予算書等に具体的な支出内訳を明記させる等を行い、支出を具体的に特定させるべきである。(指摘)</p> <p><b>8. 農業技術高等学校</b></p> <p><b>(2) 新規就農者の確保・育成に向けての取組</b></p> <p><b>ア. 平成26年度における定員充足率及び卒業生の就農率の状況 (P128)</b>  就農意欲を高めていくよう指導方法の継続的な工夫が望まれる。新規就農者の拡大に向けて学生数の確保、就農率の向上は継続的な課題といえる。(意見)</p> <p><b>イ. 短期研修の実施状況 (P130)</b>  短期研修の内容が限定的であるため、アクションプログラムの目標に対して、積極性にか</p>	<p>平成27年度検査から実支出額の裏付けが確認できる勘定元帳、請負契約書などが明記された検査書類一覧表を作成し、検査調書に添付することとした。</p> <p>指定管理者が使用する消耗品に関しては、広島県物品管理規則に則り消耗品使用簿を整備した。ただし、購入後ただちに使用する物品については、同規則に則り記録を省略することができるため、指定管理者と協議し、取扱いについて周知徹底を図った。</p> <p>平成28年度から要領に明記し、県産材利用が確認できる資料の添付を義務付けるとともに、市町担当者会議で資料の添付を指導することとした。</p> <p>平成27年度分から収支決算書を、平成28年度分から収支予算書を含め詳細な支出明細を明記する。</p> <p>平成28年度から先進的農家で栽培技術や経営ノウハウを学び、独立就農を目指すことを目的とした「就農実践専攻」を「野菜コース」の中に設置した。今後とも、指導方法について検討していく。</p> <p>平成26年度から経営開始後の経営体に向けて「ひろしま農業経営者学校」を開催している。</p>
--	---

<p>る。短期研修の実施はニーズに合った知識等を短時間で習得できるため一定の効果があり、また、施設の稼働率の向上という面を含めて有効といえる。(意見)</p> <p><b>ウ. 国際農業交流センター建物の稼働状況 (P131)</b></p> <p>国際交流センターの施設利用率がかなり低いものとなっているため、利用率をより一層高めていくべきである。(意見)</p> <p><b>(3) 指導内容の開示方法 (P133)</b></p> <p>かんきつ類の扱いが明瞭に示されておらず、わかりにくい。指導内容の開示及びリンクなどの参照方法を一考されたい。(意見)</p> <p><b>(4) ハウス施設新設の工事費 (P133)</b></p> <p>契約から1か月で工事内容を変更しているため、当初から必要な設備については適切に見積もり、入念に計画をすべきであり、変更契約の取扱については、慎重に判断すべきである。(指摘)</p> <p><b>(5) 固定資産台帳の整備</b></p> <p><b>イ. 借受台帳 (土地) の更新 (P134)</b></p> <p>定期的な現物との突合などによる確認を組織的な対応として行い、現物の廃棄等については、台帳への反映を適時に行うべく、業務フローを構築していくべきである。(指摘)</p> <p><b>(6) リース資産</b></p> <p><b>ア. 再リース契約 (P134)</b></p> <p>再リースの場合は、当初のリース料で支払済であるため、相当に減額して契約すべきものとなるため、期間満了後に減額がもれなくなされているか等容易に確認できる工夫も一考である。また、経済性を配慮したうえで契約形態を常時検討していくことが望まれる。(意見)</p> <p><b>イ. 再リース契約の手続 (P135)</b></p> <p>再リース契約の場合においても、業者の一方的な通知ではなく、契約書を作成すべきである(指摘)</p> <p><b>(7) 事業費区分 (P135)</b></p> <p>農技大が果たしている成果に対するコスト意識がより明確になるように関連事業費の取りまとめを再検討されたい。(意見)</p>	<p>引き続き、大学校としてアクションプログラムの達成に向けて努力していく。</p> <p>平成28年8月に中国地方5県の農業大学校と連携して農業経営者大学校(AFJ)主催の農業経営力養成講座を開催するなど、利用率の向上に努めている。</p> <p>かんきつ類の取扱いを明確化するため、農業技術大学校HPに広島県果樹農業振興対策センターのリンクを張り、PRしている。</p> <p>施設の整備にあたっては、必要な施設を入念に計画した上で執行している。</p> <p>平成27年度中には現物確認を行い、台帳へ反映させた。今後とも現物と台帳の突合を実施していく。</p> <p>ファクシミリは、レンタル契約である。見積を徴して契約している。</p> <p>今後は、再リースについては、減額契約を検討している。</p> <p>平成28年度からは、業者の同意を得て、契約書を作成している。</p> <p>「現業業務見直し対策事業」を「農業技術大学校管理運営費」及び「農業技術大学校教育費」とそれぞれ統合したうえで、教育費として執行しており、コスト意識を高めている。</p>
--	--

## 9. 公共工事

### (5) 設計・契約変更に係るルールの運用状況 (P141)

個別の工事について、事業計画と実績について大きな離が生じる場合には、事後的に当初の事業計画の策定が精緻であったか責任究明が行われる仕組みをより明確化していくことが望まれる。(意見)

#### ・西部農林水産事務所

#### 広域営農団地農道整備事業 芸北3期地区道路工事(その3) (P146)

変更理由書には関係者以外が事後的に見てもわかるように記載すべきであり、承認者はそのように指導を行うべきである。(意見)

#### ・西部農林水産事務所 農林事業所

#### 海岸保全施設整備事業 切串幸浦地区1工区堤防工事 (P147)

工区延長及び追加工事については、別途契約の原則の例外に当たらないため、別途契約すべきである。(指摘)

#### ・西部農林水産事務所 農林事業所

#### 海岸保全施設整備事業 切串幸浦地区2工区堤防工事 (P148)

工区延長及び追加工事については、別途契約の原則の例外に当たらないため、別途契約すべきである。(指摘)

引き続き、事業計画の変更については、要綱等に基づき必要な手続きを行い、変更理由の妥当性について、適正に判断することとしている。

平成28年7月策定の「変更理由書等作成マニュアル」により理由書を作成するよう職員会議で周知した。

今後は、変更執行伺い時に確認する。

「請負工事の設計・契約変更ガイドライン」及び平成10年2月13日付けの「設計変更に伴う契約変更基準」等の順守について、平成28年5月18・20日に開催した公共事業担当者研修会で徹底する旨周知した。

また、平成28年7月6日付けで、契約変更に係るルールについて、「変更理由書等作成マニュアル」が定められ、7月21・25日に開催した研修会で周知した。

今後は、変更執行伺い時に加え、工事内容変更通知の伺い時には変更理由を決裁ラインでチェックする。

「請負工事の設計・契約変更ガイドライン」及び平成10年2月13日付けの「設計変更に伴う契約変更基準」等の順守について、平成28年5月18・20日に開催した公共事業担当者研修会で徹底する旨周知した。

また、平成28年7月6日付けで、契約変更に係るルールについて、「変更理由書等作成マニュアル」が定められ、7月21・25日に開催した研修会で周知した。

今後は、変更執行伺い時に加え、工事内容変更通知の伺い時には変更理由を決裁ラインでチェックする。

<p>・西部農林水産事務所呉農林事業所 畑地帯総合整備事業 沖美地区15期工事 (P149)</p> <p>変更理由書の事業量が全て「一式」と記載されるのみであるため、事後的に説明できるようにしておくべきである。(意見)</p> <p>・西部農林水産事務所呉農林事業所 単独・海岸保全施設維持補修事業 梶ヶ浜地区維持補修工事 (P150)</p> <p>変更内容は当初契約における見積漏れと言えるものであり、計画時において入念に現地を精査したうえで発注すべきである。(意見)</p> <p>・西部農林水産事務所呉農林事業所 畑地帯総合整備事業 沖美地区道路12期工事 (P150)</p> <p>第3回変更については、別途契約の原則にあたる。</p> <p>また、変更理由書の事業量が全て「一式」と記載されるのみであるため、変更金額の単価が異常でないことがわかるように記載しておくべきである。(意見)</p> <p>・東部農林水産事務所尾道農林事業所 県営かんがい排水事業 三河地区中野工区用水路4期工事 (P151)</p> <p>事前調査・計画において地元との調整等を十分に行うべきである。</p> <p>また、工事個所を大きく入れ替えており、入札の意味が何なのかと思う。取引の透明性の観点から不適切である。</p> <p>変更理由書において、変更前後の請負代金合計額が一致しないうえ、全て「一式」になっている。(指摘)</p> <p>・東部農林水産事務所尾道農林事業所 県営かんがい排水事業 三河地区中野工区用水路5期工事 (P152)</p> <p>変更契約は、別途契約の原則にあたるため、別契約とするべきであった。</p> <p>また、附帯工の追加は事後的に出てきた条件</p>	<p>平成28年7月策定の「変更理由書等作成マニュアル」により変更理由書を作成するよう職員会議で周知した。</p> <p>今後は、変更執行伺い時に確認する。</p> <p>緊急対応の場合においても、入念に現地を精査したうえで設計書を作成するよう職員会議で周知した。</p> <p>今後は、当初執行伺い時に確認する。</p> <p>「請負工事の設計・契約変更ガイドライン」及び「設計変更に伴う契約変更基準」を職員会議で周知したので、今後は、変更執行伺い時に確認する。</p> <p>また、平成28年7月策定の「変更理由書等作成マニュアル」により変更理由書を作成するよう職員会議で周知した。</p> <p>今後は、変更執行伺い時に確認する。</p> <p>今後は、当初契約の計画性については、発注前に地元調整を十分に行い、年度当初に実施する執行ミーティングにおいて、調整状況を確認するなど、情報共有を行い、適切な発注を行う。</p> <p>また、変更理由書の記載については、平成28年7月21日の研修等の実施により、別途契約を行わない場合は、変更設計書作成前に変更契約で対応できる案件かどうかを、所内で協議することとした。併せて、変更理由書の記載について、特例が適用できる根拠として、分離して執行することの物理的な支障、制約内容、工期との関係等具体的な理由を決裁書類に明示することとしている。</p> <p>設計・契約変更に係るルールについては、「請負工事の設計・契約変更ガイドライン」、「設計変更に伴う契約変更基準」及び「変更理</p>
--	---

であり、変更契約は透明性等に欠けるものになっている。

変更理由書の記載内容は、事業量を明確にし、補足説明がなくても容易に検証できるよう明瞭にすべきである。(指摘)

・ 東部農林水産事務所尾道農林事業所  
県営ほ場整備事業 沼田西地区惣定工区區画  
整理 2 期工事 (P153)

別途契約原則の追加工事に該当するため、分離して執行することが不相当とは言えないと考えられる。(意見)

・ 西部農林水産事務所呉事業所  
山地治山事業費 林地荒廃防止事業 山腹工  
事No.9 (P154)

決裁書類の中で別途契約の原則の例外に当たる具体的な事実を明示すべきである。(意見)

・ 西部農林水産事務所東広島農林事業所  
山地治山事業費 復旧治山事業 溪間工事No.  
7 (P155)

追加工事は当初契約金額を超えており、また、工期も100日近く延長されていること等を考慮すると、追加工事は別発注とすべきである。

決裁書類に別途契約の原則に反しない理由が記載されていない。(指摘)

由書等作成マニュアル」を職員会議で周知した。今年度執行分から、変更執行伺い時に確認しているところである。

また、変更理由書の記載については、平成28年7月21日の研修等の実施により、別途契約を行わない場合は、変更設計書作成前に、変更契約で対応できる案件かどうかを、所内で協議することとし、併せて変更理由書の記載について、特例が適用できる根拠として、分離して執行することの物理的な支障、制約内容、工期との関係等具体的な理由を決裁書類に明示することとしている。

「請負工事の設計・契約変更ガイドライン」、  
「設計変更に伴う契約変更基準」及び「変更理由書等作成マニュアル」を職員会議で周知した。今年度執行分から変更執行伺い時に確認しているところである。

「請負工事の設計・契約変更ガイドライン」、  
「設計変更に伴う契約変更基準」及び「変更理由書等作成マニュアル」を職員会議で周知した。

今後は、変更執行伺い時に確認する。

「請負工事の設計・契約変更ガイドライン」及び「設計変更に伴う契約変更基準」等の順守、また、別途契約を行わない場合の理由の明確化等について、平成28年4月8日開催の林務課長等会議において説明し、再度周知を図った。

また、設計・契約変更に係るルールについては、平成28年7月29日、8月1日に事業所内で開催した「行政監査指摘事項改善説明会」において、職員に対し監査指摘事項について説明、今後の事務での徹底を図った。

併せて、変更理由書の記載については、平成28年7月6日付けで通知された「変更理由書等作成マニュアル」の趣旨を7月29日、8月1日開催の同会議で説明し、周知を図るとともに、今後、別途契約としない場合には、その理由を変更理由書に明示することを含め、変更理由書の記入方法についてはマニュアルに沿って行

<p>・ 東部農林水産事務所 山地治山事業費 復旧治山事業 山腹工事No.1 (P156) 決裁書類の中で別途契約の原則の例外に当たる具体的な事実を明示すべきである。(意見)</p> <p>・ 北部農林水産事務所 山地治山事業費 復旧治山事業 山腹工事No.17 (P157) 追加工事は執行中の工事と別工事であり、別途契約すべきかの判断は困難であるが、決裁書類に例外要件に該当する理由が全く記載されておらず、決裁者が例外の可否が検討された形となっていない。(指摘)</p> <p>・ 西部農林水産事務所 道整備交付金 林道細見大塚線(芸北4工区)開設工事No.12 (P157) 決裁書類に具体的な変更理由が明記されておらず、決裁者が別途契約の例外の可否を検討した形となっていない。(指摘)</p> <p>・ 東部農林水産事務所尾道事業所 農山漁村地域整備交付金 林道下津小世良線開設工事No.5 (P158) 執行事務等によりどの程度の工期が必要になるかという点について、具体的な事情を詳しく示すべきである。(意見)</p> <p>(6) 個別の工事の検証まとめ (P161) 広島県が策定し公開している「工事請負契約に係る設計・契約変更ガイドライン(案)」等の変更契約に係るルールが適切に判断されていない、またはその過程が内部書類(変更理由書)において明確に示されていないことが見受けられる。 また、一般競争入札において図られるべき取引の透明性等が適正に追及されていないことに立ち返って考察し、より厳正な取り扱いが行われるべきである。(指摘)</p>	<p>うことを徹底し、決裁時において確認している。</p> <p>「設計変更に伴う契約変更基準」の遵守について、平成28年度所内研修で周知徹底を図るとともに、今後は、策定された「変更理由書等作成マニュアル」により適正な執行に努めている。</p> <p>対応方針に従って、別途契約を行わない場合は、変更理由書に変更内容を記載することとしている。 また、平成28年4月8日の林務課長会議後、監督員に周知徹底するとともに、農林水産局公共事業担当者会議においても、再度指摘事項の周知徹底が図られた。</p> <p>今後は、別途契約を行わない場合は、変更理由書にその旨の理由を明確に記入することとしている。 平成28年7月20,21日に開催された監査指摘事項説明会などにおいて、指摘内容の周知を図り変更理由書の記入方法を徹底した。</p> <p>平成28年4月26日及び28日に実施した監督員を対象とした研修において説明を行い、周知徹底を図った。</p> <p>平成28年3月、4月に開催した次長会議等において、「設計変更に伴う契約変更基準」等の再周知を図った。 平成28年6月30日に開催した公共事業担当者会議において、監督職員に「請負工事の設計・契約変更ガイドライン」などの再周知を図った。 また、平成28年7月6日付けで『設計変更に伴う契約変更基準』等の遵守について」を通知し、契約変更基準等の主旨を周知徹底した。</p>
--	---



<p>(7) 2月補正予算を財源とした契約変更の取扱い (P162)</p> <p>通知による「分離して執行することが不適当」の取扱いが不明瞭であるため、明確な整理が必要であり、本庁関係課における承認を必要とするなどの内部統制の整備を検討すべきである。(意見)</p> <p>(8) 補正予算を財源とした工事の管理方法について (P163)</p> <p>2月補正の目的を認識のうえ、適切な期限まで執行した工事に関して対象とすべきである。また、補正予算財源の一覧表を適切な承認のもとに作成しておき、組織的に管理していく方法を検討していくべきである。(意見)</p> <p>(9) 漁業経営構造改善事業</p> <p>イ. 事業の概要 (P167)</p> <p>事業費が当初の計画段階から大幅に増額になっており、当初の事業計画の見積が甘い。予算を大幅に超える執行が発生した場合には、新たな予算を上程する手続きを踏むべきであり、安易に変更契約を行うべきではない。また、入札前に事業計画の変更を行い、全体の適正なスケジュールを提示したうえで工期を区切って発注を分割するのが原則的な手法と考えられ、変更契約前提の入札は公平性、透明性を欠いているものである。(指摘)</p> <p>10. 貸付金</p> <p>(1) 木材産業等高度化推進資金事業</p> <p>イ. 実績報告書の提出状況 (P171)</p> <p>実績報告の提出が遅延している業者が見受けられるため、期限の順守及び日付の記載を指導すべきである。(指摘)</p> <p>ウ. 実績報告の資料徴求状況 (P171)</p> <p>借受者の資金使途を裏付ける資料が添付されておらず、県が直接確認したことを裏付ける状態ではなかったため、直接、添付資料を定めた通知等はないが、県が使途を確認したことが明らかになるような手当をすべきである。(意</p>	<p>併せて、『変更理由書等作成マニュアル』を作成し、変更理由書のルール化を図った。上記マニュアルについては、各事務所において研修などを通じて徹底を図った。</p> <p>平成28年7月6日付けで「変更理由書等作成マニュアル」を通知し、変更理由書のルール化を図った。上記マニュアルについては、各事務所において研修などを通じて徹底を図った。</p> <p>平成28年7月6日付けで「変更理由書等作成マニュアル」を通知し、補正対応及び変更理由書のルール化を図った。上記マニュアルについては、各事務所において研修などを通じて徹底を図った。</p> <p>今後は、事業実施に際して、新たに事業を実施する際には、事業計画段階から事業に係る費用を十分に精査し大幅な変更が生じないように努めること、及び、契約の変更については、その妥当性を十分精査し、必要であると認められるものに限り実施することについて、事業主体を指導することとする。</p> <p>日付の記載された実績報告を、期限内に提出させた。引き続き、合理化計画の認定及び毎年の計画期末を迎える際に、実績報告の提出期限の順守及び日付の記載について指導していく。</p> <p>実績報告書の提出の際に、資金使途の裏付けとなる契約書や決算報告書を添付させ、使途について確認した。</p>
--	--

<p>見)</p> <p><b>(2) 就農支援資金貸付金</b>  <b>イ. 債権管理の状況 (P173)</b>  農林振興センター貸付分のうち、和解等により債務免除が確定した事案については、確定後、数年が経過しているため、早急な対応を行う必要がある。(指摘)  ※貸付金残高 (H26年度末)  (元金) 33,179千円</p> <p><b>(3) 農業共済基金出資金貸付金</b>  <b>イ. 債権管理の状況 (P175)</b>  償還期限が無期限となっているが、現在、農業共済組合は十分な財産的基盤ができており、貸付の役割は終わっているため、組合と返済方法について早急に協議を行う必要がある。(指摘)  ※貸付金残高 (H26年度末)  13,494千円</p> <p><b>(4) 沿岸漁業改善資金 (P177)</b>  県民負担の公平性を確保するうえでも、滞納者の状況の変化に注視しながら取組を継続されたい。(意見)  ※貸付金残高 (H26年度末)  (元金) 4,040千円  (延滞金) 6,918千円</p> <p><b>(5) 農業改良資金</b>  <b>イ. 債権管理の状況 (P178)</b>  県民負担の公平性を確保するうえでも、滞納者の状況の変化に注視しながら取組を継続されたい。(意見)  ※貸付金残高 (H26年度末)  (元金) 8,733千円  (延滞金) 32,321千円</p>	<p>一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団から債務免除となった3件4,036千円について平成28年9月30日に返済を受けた。</p> <p>平成28年6月8日に開催された広島県農業共済組合の総代会において、当該貸付金の返還を盛り込んだ事業計画が承認された。  平成28年12月28日を返還期限とする変更契約を、平成28年11月18日付けで締結した。  平成28年12月28日時点で全額 (13,494千円) の返還を確認した。</p> <p>滞納者への面談・電話等を行った結果、平成27年度は元金1,130千円 (1名)、違約金160千円 (2名) が償還された。</p> <p>延滞者等との連絡を取ることで、延滞者の連帯保証人から延滞違約金の残高の全額 (1名1,398千円) を回収した。また、元金を延滞している者の元金の全額 (1名1,220千円) を回収した。  引き続き、延滞者の状況の変化に注視するため、延滞者との連絡を月1回は取り、回収を原則として取組を継続していく。</p>
--	---